

ハイライト:

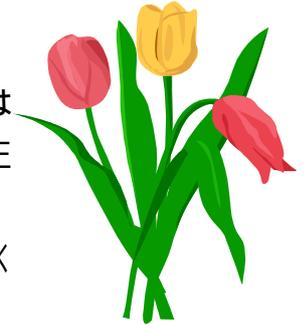
- ・平成27年度税制改正大綱 個人課税関係 のポイントを解説します！
- ・ふるさと納税の寄附金控除の上限がこれまでの2倍になります！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

少しずつ寒さも和らぎ、まもなく春の到来となります。花粉症の方には辛い季節となりますが、体調管理には気をつけたいですね。第61号では、平成27年度税制改正大綱から、個人課税の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

目次:

ご挨拶	1
平成27年度税制改正大綱のポイント <個人課税関係>	1
住宅取得等資金	1
結婚・子育て資金	2
教育資金	2
ふるさと納税の拡充	2

平成27年度税制改正大綱のポイント <個人課税関係>

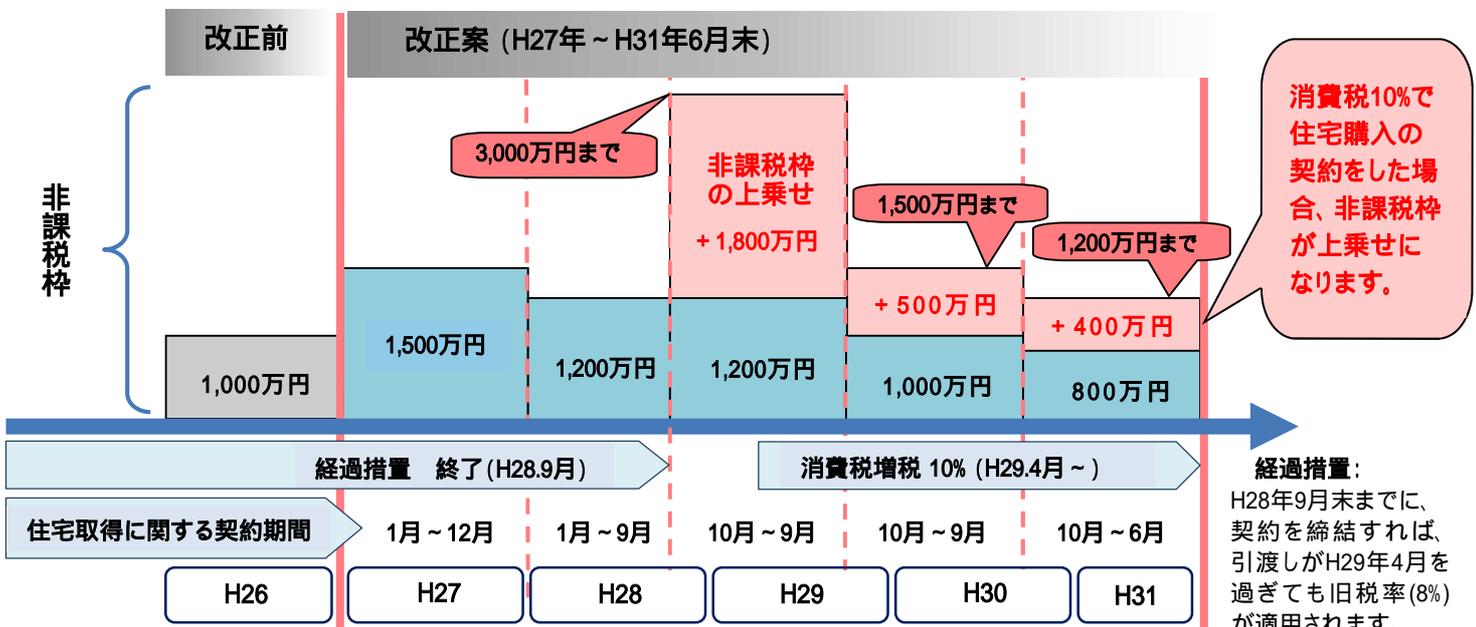
平成26年1月14日、平成27年度税制改正大綱が閣議決定されました。個人への課税関係では、高年者層から若年層への資産の早期移転を促す制度の創設など、経済好循環に向けた税制措置が盛り込まれています。その中から、贈与税の非課税措置に関する内容を主に解説いたします。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充 (^_^)

祖父母や両親の資産を子・孫世代へ早期に移転すること、及び消費税10%への引上げ前後における需要の平均化を図るため、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置が延長・拡充されます。

適用期限を平成 31年6月30日まで延長した上で、非課税枠が最大3,000万円まで拡充されます。

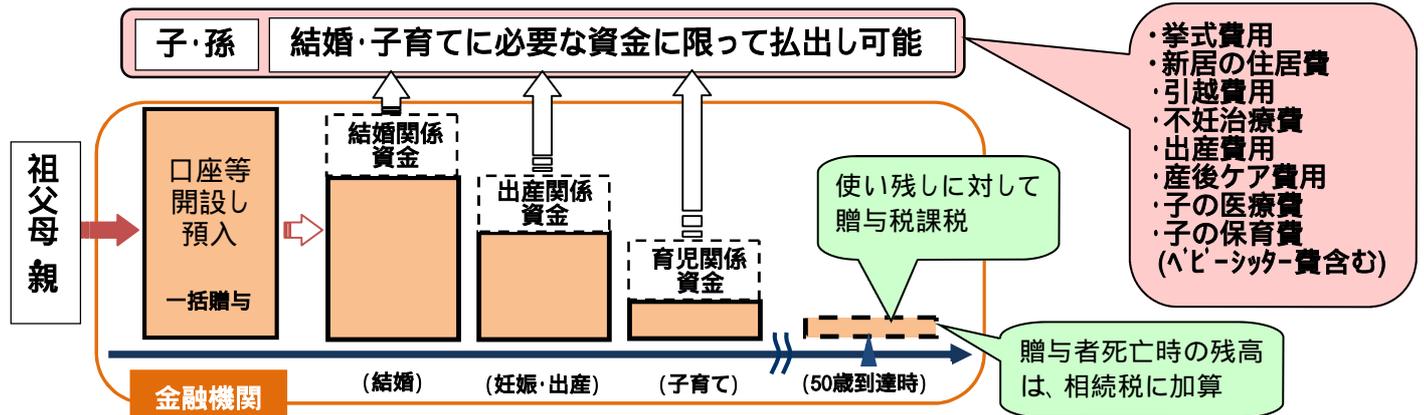
消費税10%への引上げ時期は、平成27年10月1日から平成29年4月1日へと変更予定です。



結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設 (^_^)

新設!

祖父母や両親が、**平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間**に、**20歳以上50歳未満の子や孫**の名義の口座を金融機関に開設して**結婚・子育て資金を一括贈与した場合、1,000万円までが非課税となります(使途が結婚関係のものは300万円までです。)**。口座を開設した金融機関へ領収書等を提出し支出内容が該当するかを金融機関が確認します。なお、受贈者である子や孫が**50歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対して贈与税が課税**されます。また、贈与者である祖父母や両親が死亡した場合、その時点の残高は相続財産に加算されます。平成25年4月1日から開始された『教育資金一括贈与に係る非課税措置(1)』の制度に類似していますが、対象が「結婚・子育て」に必要な資金に限られます。



教育資金一括贈与に係る非課税措置の延長 (^_^) (1)

平成25年4月1日から開始された『教育資金一括贈与に係る非課税措置』は、**子や孫(30歳未満)へ「教育資金目的」で一括贈与した場合、受贈者一人あたり1,500万円まで非課税となる制度**です。平成27年12月31日で終了する予定でしたが、**平成31年3月31日まで延長されます**。また、教育資金の使途の範囲が広がり**「通学定期券代・留学渡航費等」が追加**されます。少額の支払については、領収書に代えて支払い金額を記載した書類の提出が認められる予定です。子や孫が**30歳に達する日に口座は終了し、使い残しに対して贈与税が課税**されます。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています!
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>



ふるさと納税の拡充 (^_^)

寄附金控除の上限が2倍に！申告手続きも簡素化されます！

平成20年から開始された「ふるさと納税」は、任意の地方自治体へ寄附することにより、高価な特産品の特典が受けられる等で話題の制度です。寄附金のうち2,000円を超える部分は、一定の上限まで、原則として所得税や個人住民税から控除されます。その上限額が**平成27年4月以後に行われる寄附から2倍になります**。

また、確定申告を行わない給与所得者等に対し、「寄附先の自治体」が本人に代わって控除手続きを行ってくれる「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されます。**この特例は、平成27年4月1日以後の寄附から適用され、1月1日～3月31日にふるさと納税を行った場合や、6ヶ所以上の自治体へ寄附を行った場合等は自分自身で確定申告が必要です**。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp